

▶ 報道適用除外 (ほうどうてきようじょがい)

〔語義〕 言論報道機関に与えられた編集上の特恵的待遇の1つ。特定の法律において適用を回避するための特例を明文で明らかにする場合を呼ぶ。一般には取材・報道の自由を守るため、他の私企業と同様の法適用を受けないような措置をとる。似たような規定としては、報道機関もしくは報道の自由に対する配慮条項がある。一般的に、法の適用にあたり、憲法の表現の自由の保障に鑑み、注意をして運用することを求めるものである。

〔実例〕 個人情報保護法では、個人情報取扱事業者の法的義務を負うと、個人から収集の有無や訂正・削除請求を受けることになる。しかし報道機関にとっては、取材先からその収集情報の開示を求められることは、その後の取材や報道の妨げになる可能性が高く、とりわけ政治家などの権力犯罪を先行取材していた場合に、当該政治家から収集の有無や収集した情報の削除を求められることは、公権力監視を不可能にすることと同義である。したがって、法的義務を免除するための特別規定(50条)を設けることになった。そこでは「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を行って行う個人を含む。) 報道の用に供する目的」「著述を業として行う者 著述の用に供する目的」と対象を定める。他に、探偵業法でも、つきまとい取材が規制対象になることを除外する目的で、同様の規定を有する。どのような対象で線引きをするかについては、誰もがジャーナリズム活動を行える環境にあることから、特定の報道機関に「特権」を与えることに繋がるとして、問題指摘の声もある。

配慮条項の例としては、特定秘密保護法やMSA秘密保護法、破壊活動防止法や団体規制法などの治安を目的とした法律に見られる傾向にある。ただし、義務規定ではなく、抽象的な配慮を求めるにすぎないものであるだけに、法的効力に対しては疑問が呈される場合も少なくない。

〔参考文献〕 山田健太『言論の自由』(2012・12 ミネルヴァ書房) [山田健太]

▶ 報道の自由→取材・報道の自由

▶ 報道被害 (ほうどうひがい)

〔語義〕 1990年代半ば以降、一般化した言い方で、メディアの表現行為によって引き起こされる問題のうち、とりわけ新聞やテレビなどのマスメディア(マスコミ)の事件・事故を伝える取材・報道によって、一般市民の名誉・プライバシー侵害や、公正さに欠けることで生ずる被害を総称する。ただし、同様の内容を指すものとしては、70年代よりすでに、一部の弁護士や研究者の間で、主として活字メディア、とりわけ新聞による人権侵害が、紙上裁判(ペーパートライアル)として問題視されていた。

さらに80年代に入ってから、「人権」と「報道」が対抗的概念として捉えられ、マスメディアの取材や報道の態様が社会的問題として広く議論されてきた経緯がある。その要因としては、①メディアの量が増えたこと、②大きな事件・事故が続いたこと、③それに伴い、法律実務家や研究者が正面から問題を取り上げるようになったこと等が挙げられる。

具体的には、3FETと総称される「FOCUS」をはじめとする写真週刊誌が創刊され、100万部を超える発行部数を誇った。これらの週刊誌では毎号、有名人や事件・事故の当事者を中心として盗撮を含めた多くの写真が掲載され、読者の覗き見趣向を満たす一方、報道によるプライバシーの侵害が日常的に大きな関心事となった。

また、テレビのワイドショーが高い視聴率を稼ぐようになり、多くのテレビクルー(カメラや音声などの取材スタッフ)が事件現場に集まるようになった。この背景には、テレビ局でENGと呼ばれる小型カメラの導入が進み、従来はスタジオに限定されていた撮影が、自由にどこにでも行けるようになったことがある。これによって、芸能人などの記者会見に常時100人以上の取材陣が集まるようになった。

従来は、新聞・通信社のほか放送局の記者という限定された数の、しかも一定の継続的

な事件・事故報道の経験をもったジャーナリストによって取材現場が構成されていた。それが、一気に様々な所属・バックグラウンドをもち、多様な報道目的をもつ取材陣が大量に取材し、報道する時代が到来することによって、それまではあまり気にされなかった傍若無人な振るまいや書きぶりが、大きな社会問題として一気に顕在化した。

ただし、それらの問題の根底にあるのが、警察発表に依拠しがちな取材・報道スタイルや、スタンピード現象と称されるような一定の方向に全てのメディアが向く状況、自分だけが書かないこと（特落ち）を嫌って横並びでの取材・報道になりがちなこと、逮捕をピークとした人に焦点をあてた事件報道で、特定時期・特定者に取材・報道が集中する報道スタイルであることなどを挙げることができる。これらは一貫して変わらない、日本のマスメディアが有する特徴でもある。

本格的なインターネット時代を迎え、ネット上の書き込みによる被害もまた、報道被害と呼ばれる場合があり、その主体もマスメディアに限定することなく、メディア上の情報発信に伴う人権侵害全般を指すこともある。

〔実例〕 時代区分に沿って、どのような議論がなされてきたかを振り返ると、1980年代前半は報道批判とそれに対応した基準作りの時期であり、80年代後半は世間の耳目を集める事件・事故をめぐる取材活動批判と既存報道ルールの見直しの時期であった。その1つは日航ジャンボ機墜落事故で、生存者や犠牲者遺族の追跡取材や報道が問題になった。また、一種のねずみ講で騒がれた豊田商事事件では、同社社長が報道陣の前で惨殺されたことで、報道陣はなぜ止めなかったのかが問題視され、取材のあり方が議論された。

そして、その後に多くの対メディア訴訟が提起されることになったロス疑惑事件も80年代に起きた。ロサンゼルスで起きた殺人事件を契機に、その保険金の受取り者であった被害者の夫をめぐる、長期間にわたり多くの報道陣が張り付き、逮捕後も引き続き、様々なプライベートな事項を含む大量の報道がなされた。こうした状況の中で、事件当事者が

弁護士とともに法的問題を指摘するようになり、弁護士の全国組織である日本弁護士連合会の全国集会で、「人権と報道」がメインテーマとなったり、関連本が数多く刊行されたりした。提起された見直しの1つが、事件・事故当事者の人権侵害の元凶は、被疑者・被告人の実名報道にあるとし、そのアンチテーゼとしての「匿名報道」主義であった。

さらには、誤報（朝日新聞＝サンゴ落書き捏造事件、毎日新聞＝グリコ・森永事件犯人逮捕、読売新聞＝連続誘拐殺人事件アジト発見の89年三大誤報事件）や冤罪（首都圏連続女性殺害事件無罪判決など）が明らかになり、取材報道ルールの抜本的改革がなされた。具体的には、被疑者の呼捨てを止めて「容疑者」呼称をつける、微罪を報道するのをやめる、匿名・仮名の場合を増やす、顔写真・連行写真を抑制的に使用する、警察発表であることを明示する等の記事・番組スタイルを変える動きである。90年代前半はその意味では、最もメディア界で報道被害に対する意識が高まり、それが番組や紙誌面に反映されていた時期といえる。その後、中心課題は少しずつ変わってはきているものの、今日議論されてきている報道被害の課題は、おおよそ80年代に提起されたものといえる。

90年代後半にかけては社会的大事件（オウム真理教事件、神戸少年連続殺傷事件、和歌山カレー事件、電力会社女子社員殺害事件）が続き、被害者のプライバシーを暴き立てたり被疑者を犯人視する報道が復活し、「報道被害」という用語が市民権を得るに至った。それが、自民党「報道と人権等のあり方に関する検討会」報告書を経て、2000年代前半の裁判における損害賠償額の高額化やメディア規制立法化の動きと、これに対抗しての自主規制制度の発足を生むことになる。放送界のBRC（現在のBPO＝放送番組・倫理向上機構）、新聞界の各社に設けられた苦情申立て制度や紙面検証組織、雑誌界の雑誌人権ボックス等がこれにあたる。そして2000年代後半には、裁判員裁判開始に伴う事件報道の見直しがあった。また、05年の犯罪被害者等基本計画などの整備によって、とりわけ被害者の取材・報道対応が厳しく問